

スマート農業総合推進対策事業のうち スマートグリーンハウス先駆的開拓推進事業の審査基準

1 次の各項目を採点基準に基づき、委員ごとに採点するものとする。

ア 事業内容及び実施方法

- ① 事業の目的・趣旨との整合性
 - ・ 公募要領の目的・趣旨と整合性があるか。
- ② 事業内容の妥当性
 - ・ 公募要領の事業内容に対して妥当なものとなっているか。
- ③ 実施方法の妥当性・効率性
 - ・ 実施方法は事業実施に係る関係者との十分な連携のもと提案されているか。

イ 事業の効果

- ① 事業化可能性
 - ・ 現地生産の事業化までの道筋が示されているか。
 - ・ 我が国のスマート技術や施設園芸の強みを生かす計画となっているか。
 - ・ 対象とする地域が海外の場合、我が国産の農産物輸出との競合が懸念される計画となっていないか。
- ② 事業遂行の効率性
 - ・ 効率的な事業運営となっているか。

ウ 事業実施主体の適格性

- ① 実施体制の適格性
 - ・ 事業実施体制は適切か。
- ② 知見、専門性等の有無
 - ・ 高度環境制御技術等のスマート技術に関し専門的知識を有しているか。
- ③ 類似事業の実績の有無
 - ・ 事業実施主体は類似する事業の経験を有しているか。
- ④ 経理処理能力の適格性
 - ・ 事務及び業務の処理能力があるか。
- ⑤ 交付決定取消の原因となる行為の有無
 - ・ 過去3年以内に交付決定取消の原因となる行為を有していたか。

【採点基準】

- ・ 優（十分満足できる） 10点
- ・ 良（満足できる） 5点
- ・ 可（満足できるレベルよりやや劣る） 3点
- ・ 不可（満足できない） 0点
- ・ ウの④は、経理処理能力が不十分で「不可」と判断された場合、本事業は不採択とする。
- ・ ウの⑤は、職員が事実の有無を確認し、当該事実があった場合は、（△12点）を付する。

なお、共同提案や複数の構成員からなる団体による提案であって、その一部の者について当該事実があった場合も同様とする。

（注）ウの⑤については、当該事実があった場合、「可の点数」に「ウの⑤以外の項目数」を乗じた点数を減ずるものとする。（計算例）3点×4項目＝△12点

- 2 アからウまでの採点を合算した計数を総得点として、その点数の高い順に採択優先順位を定め、予算の範囲内で補助金等交付候補者を選定する。
- 3 総得点と同点の場合は、事業費が少ない者を優先的に補助金等交付候補者とする。